(参考様式)

共同企業体協定書

（目的）

1. 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）　豊前市発注の令和６年度活躍拠点整備業務委託に係る業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「委託業務」という。）の請負

（２）　前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　 　(以下、「企業体」という。)と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、委託業務の請負契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　委託業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る契約が締結されなかった日に解散するものとする。

３　第１項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の所在地及び名称）

1. 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　所在地

　　　団体名

　　　代表者

　　　所在地

　　　団体名

　　　代表者

　　　所在地

　　　団体名

　　　代表者

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、委託業務の履行に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに、請負契約に基づく行為を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務受託料）

第８条　各構成員の業務の分担は別表の共同企業体責任分担表のとおりとし、分担業務の受託料については、次条に定める運営会議で別に定めるものとする。

（運営会議）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営会議を設け、資金管理方法、第三者への委託の決定、その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、委託業務の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、委託業務の請負契約の履行及び委託業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

２　当該業務の履行に係る各構成員の業務分担については、別表のとおりとする。

３　前項に基づく別表は、市及び構成員全員の承認がなければ、協定締結後に変更すること

　はできない。

（権利義務の譲渡の制限）

第11条　この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

（業務途中における構成員の脱退）

第12条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第13条　構成員のうちいずれかが業務中において破産または解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。

（解散後の契約不適合責任）

第14条　当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合責任があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第15条　この協定書に定めのない事項については、運営会議において定めるものとする。

　　　　　　　外　　　社は、上記のとおり令和６年度活躍拠点整備業務委託に係る委託業務共同企業体協定を締結したので、その証拠として協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所有するとともに、豊前市へ１通提出するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　印

別　表

共同企業体責任分担表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 構成員（団体名） | 業務分担 | 担当者 |
| （代表者）〇〇株式会社 | 1　〇〇の管理に関すること2　△△の運営に関すること |  |
| （代表者）〇〇株式会社 | 1　〇〇の管理に関すること2　△△の運営に関すること |  |
| （代表者）〇〇株式会社 | 1　〇〇の管理に関すること2　△△の運営に関すること |  |

注1　上記「業務分担」については、協定締結時点で想定する業務分担の内容について、具体的かつ詳細に記述すること。

注２　本協定書の第10条3項の定めるところにより、上記責任分担表は、市及び構成員全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。